

掲示期間 4.8-4.17

新潟市告示第415号

城山運動公園使用料の収納事務の委託契約について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、城山運動公園の使用料の収納事務を平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間、下記のとおり委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成26年4月8日

新潟市長 篠田 昭

収納事務を行う場所	収納事務受託者
新潟市西蒲区峰岡580番地 城山運動公園管理棟	公益社団法人 新潟市シルバー人材センター 理事長 堀川 武